

## 設楽町空き家バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、設楽町内に存する空き家や離れ(以下「空き家」という。)を活用することで、UJターン者等の定住を支援するとともに、農村機能の維持及び農村と都市の交流による地域の活性化を図るため、空き家の登録及び情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 設楽町内に存する空き家の登録及び利用希望者に関する登録を通じて、空き家所有者等及び空き家利用希望者に対して、町のホームページ等を通じて情報提供を行うシステム
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者
- (3) 空き家登録者 第3条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等
- (4) 利用希望者 設楽町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者
- (5) 利用登録者 第6条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(登録の申込み等)

第3条 空き家バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、設楽町空き家バンク登録申込書(様式第1)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、設楽町空き家バンク登録台帳(以下「空き家台帳」という。)(様式第2)に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

### (登録事項の変更)

第4条 空き家登録者は、空き家台帳に登録された事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

### (登録の抹消)

第5条 町長は、空き家登録者に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家台帳の登録抹消の届け出があったときは、当該空き家の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知しなければならない。

### (利用希望者の登録の申込み等)

第6条 利用希望者は、設楽町空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第3)及び誓約書(様式第4)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、利用希望者が次の各号のいずれかに該当していると認められる場合には、設楽町空き家利用登録者台帳(以下「利用登録者台帳」という。)に登録しなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、設楽町の自然環境及び生活文

化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(3) その他、町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

(利用登録者台帳の登録事項の変更)

第7条 利用登録者は、利用登録者台帳に登録された事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用登録者台帳の登録の抹消)

第8条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録者台帳から登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が、第6条第2項の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録者台帳の登録抹消の届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないとして認めたとき。

(適用範囲)

第9条 町長は、空き家登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、設楽町空き家情報システム制度要綱(平成17年設楽町告示第40号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(廃止)

3 設楽町空き家情報システム制度要綱(平成17年設楽町告示第40号)は、廃止する。

様式第1（第3条関係）

## 設楽町空き家バンク登録申込書

年 月 日

設楽町長 殿

申込者の権利関係		1 土地及び建物所有者 2 土地及び建物所有者の相続人（子ども・兄弟等） 3 建物所有者（土地は賃貸借） 4 その他（ ）				
空き家の所在地		設楽町		番地		
家屋状況	構造	木造 鉄骨 その他（ ）				
		平屋 2階建 その他（ ）				
	延床面積	（ m <sup>2</sup> ・坪 ）				
	部屋数	畳 × 部屋	畳 × 部屋			
	建築時期					
空き家になった時期						
空き家の状態		・いつでも住める ・畳替え、襖替え等が必要 ・大規模修繕（主要構造部を含まない）が必要 ・大規模修繕（主要構造部を含む）が必要				
売買又は賃貸の別		1 売却したい      2 貸したい（賃借権 定期借家）				
価格・賃貸料の希望条件		売却希望価格		円（建物のみ 土地建物）		
		賃貸希望条件		権利金                      円		
				借 料                          円 / 月		
家屋設備の状況		飲用水	町水道 井戸 山水			
		トイレ	町集排 浄化槽 くみ取り その他（ ）			
		風呂	電気温水器	灯油	ガス	薪等
		テレビ	組合加入済		個人アンテナ	なし
		電気	有	無	ガス	有 無
貸出可能な付帯物件		田		（ m <sup>2</sup> ・坪 ）		
		畑		（ m <sup>2</sup> ・坪 ）		
		倉庫	駐車場	その他（ ）		
貸付等相手方に対する要望事項						
その他必要事項						

この空き家データについて、広く一般に情報公開することに同意します。また、実際に交渉・契約を行うことになった場合は、町は一切関知しないことを承諾します。

住 所

氏 名

印

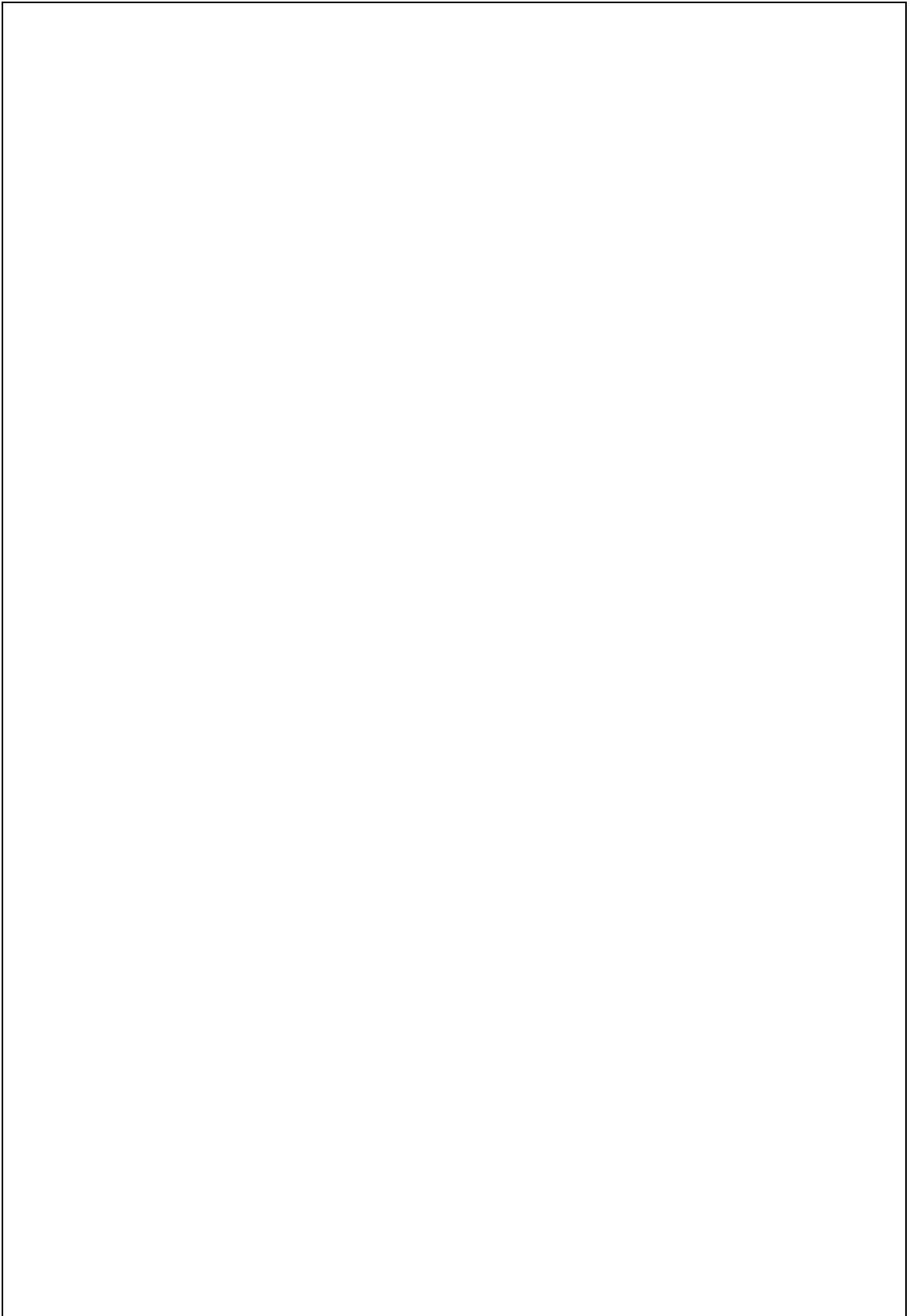
電 話

（            ）

E-mail

次ページに間取りを記入してください。

(間取り図)



様式第2 (第3条関係)

## 設楽町空き家バンク登録台帳

空き家番号		登録年月日	年	月	日
所在地					
家屋の概要	構造				
	延床面積				
	部屋数				
	建築時期				
	空家になった時期				
賃貸・売却 の条件等	賃貸・売却				
	売却希望金額				
	賃貸希望条件				
	空き家の状態				
設備状況	飲用水		テレビ		
	トイレ		風呂		
	電気		ガス		
利用可能な 付帯物件					
利用者に対 する要望事項					
その他 必要事項					
(写真)	問取図				

様式第3（第6条関係）

設楽町空き家バンク利用希望者登録申込書

年 月 日

設楽町長 様

申込者 住所  
氏名  
生年月日 年 月 日  
電話番号  
Fax 番号  
E-mail

次のとおり空き家情報の提供を受けたいので申し込みます。（内容変更については当該項目のみ記入）

利用の目的					
家族の状況 (同居する方のみ)	氏名	生年月日	年齢	続柄	勤務先等
希望する建物の所在地 (該当に をしてください)					
希望する建物の状況					
利用の方法等 (該当に をしてください)	定住等の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他 ( )			
	売買又は賃借の別 及びその他希望価格	1 売買 希望価格	円程度		
	2 賃貸 希望家賃月額	円程度			
農業の意思 (該当に をしてください)	1 本格的に農業をする    2 自給的農業をする    3 農業はしない				
その他の希望条件					
備考					
希望する連絡方法 (該当に をしてください)	郵送 ・ Fax ・ E-mail				

様式第 4（第 6 条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

設楽町長 様

私は、設楽町空き家バンク利用希望者の登録にあたり、制度の趣旨を理解したうえで申し込み、申込書の記載事項に偽りがないことを誓約します。

なお、当該申し込みにより得た情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、空き家を利用することとなったときは、設楽町の在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めることを誓約します。

住 所

氏 名